

令和8年度医療型短期入所事業所開設支援事業 業務委託に係る公募型プロポーザル説明書

1 事業概要

(1) 事業の目的

医療的ケアを必要とする障害児者（以下「医療的ケア児者」という。）が全国的に増加しており、本県でも同様の状況にある中、医療的ケア児者とその家族の地域生活を支える医療型短期入所事業所（以下「事業所」という。）のニーズが高まっている。しかし、県内の事業所は全県的に十分な数が確保できておらず、また地域偏在もあり、容易に利用できない状況にある。

このため、在宅で生活する医療的ケア児者とその家族が安心した生活を送ることができるよう、全県的な不足や偏在を解消し、県内7障害保健福祉圏域において段階的に開設されていくことを目指し、各圏域の地域分析を行うとともに、県内の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院（以下「医療機関等」という。）に対して、事業所の制度や内容について広く周知し、併せて医療機関等の希望（特に事業所数の少ない尾三、福山・府中圏域）に応じて新規開設に関する個別支援等を行う。

(2) 業務内容

別紙「令和8年度医療型短期入所事業所開設支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和9（2026）年3月31日まで

(4) 予算額

8,030千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時00分

(2) 仕様書等に対する質問書（様式5）提出期限

令和8年3月10日（火）午前12時00分（正午）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月12日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県健康福祉局障害者支援課（広島県庁本館5階）

イ 提案書提出期限

令和8年3月13日（金）午前12時00分（正午）

ウ その他

(ア) 提案書の再提出は、提案書提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

(イ) 提案書を取り下げの場合は、取下願（様式6）を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合には、取下願（様式6）を提出するものとする。

また、取下願の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

エ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

ア 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリングについて行う場合は、次により実施することとし、提案者に通知する。

イ 実施場所

広島県健康福祉局障害者支援課

ウ 実施日時

令和8年3月17日（火）で別に指定する時間

エ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 提案書作成要領

「令和8年度医療型短期入所事業所開設支援事業提案書作成要領」による

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書（様式1）に添付しなければならない。ただし、令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「54A 調査・研究」「61K コンサルティングサービス」の資格を認定されている者については（エ）及び（オ）の書類の提出を省略することができる。

（ア）事業者概要説明書（様式2）

（イ）機密データの保存等に関する申出書（様式3）

（ウ）誓約書（様式4）

（エ）登記事項説明書（受付日前3か月以内に発行されたものの写し）

（オ）財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式5）によって、電子メールで提出すること。

《送信先アドレス》fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和8年度医療型短期入所事業所開設支援事業業務委託に関する質問」とし、送信後、提出先（広島県健康福祉局障害者支援課）へ電話によって着信の確認を行うこと。

《電話番号》(082) 513-3161（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局障害者支援課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年3月23日（月）午前12時00分（正午）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年3月24日（火）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

前期分を業務開始当初に概算払いし、後期分は業務完了後に精算する。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に、提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約方法

県は、最優秀提案書を選定した後、当該契約予定者と業務内容・委託料について協議の上、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約内容を確定する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 仕様書
- 契約書（案）
- 提案書作成要領
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
- 事業者概要説明書（様式2）
- 機密データの保存等に関する申出書（様式3）
- 誓約書（様式4）
- 仕様書等に対する質問書（様式5）
- 取下願（様式6）

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局障害者支援課

計画・県立施設グループ

電話 082-513-3161（ダイヤルイン）

メール fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp